

【平成21年12月版】

新しいセーフティネットの制度 支援ガイド

仕事・住まい・生活にお困りの
求職者の方へ

住宅 支援

住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対し、住居の提供や家賃のための貸付・給付を行います。

入居 資金

住居を失った方に対し、新たに入居するために必要な敷金・礼金等の初期費用の貸付を行います。

生活 資金

公的資金の貸付開始までの期間あるいは職業訓練期間中の生活費等の貸付・給付を行います。

就職 支援

再就職のための職業訓練やカウンセリング・講習、職業紹介等の実施、就職活動費等の貸付・給付を行います。

目次

チャートでわかる支援策	2
支援策のあらまし	3
X 雇用保険	4
新しいセーフティネット	
A 就職安定資金融資	6
離職・住居喪失証明書(見本)	9
B 住宅手当	10
住宅手当支給申請書(見本)	12
あなたにあてはまるのは「就職安定資金融資」と「住宅手当」のどちら?	14
C 総合支援資金貸付	15
住宅手当と総合支援資金貸付を併用して住宅確保する場合の手続	18
D 訓練・生活支援給付	20
訓練・生活支援給付受給資格認定申請書(見本)	22
受講申込書(見本)	24
E 臨時特例つなぎ資金貸付	25
F 就職活動困難者支援事業	26
G 長期失業者支援事業	27
Y 生活保護	28
(参考) 職業訓練の概要	29

マークの見方

右のマークは支援の内容を
大まかに表したものです



家賃
住宅入居
の支援



入居
家賃
の支援



生活費
生活費
の支援



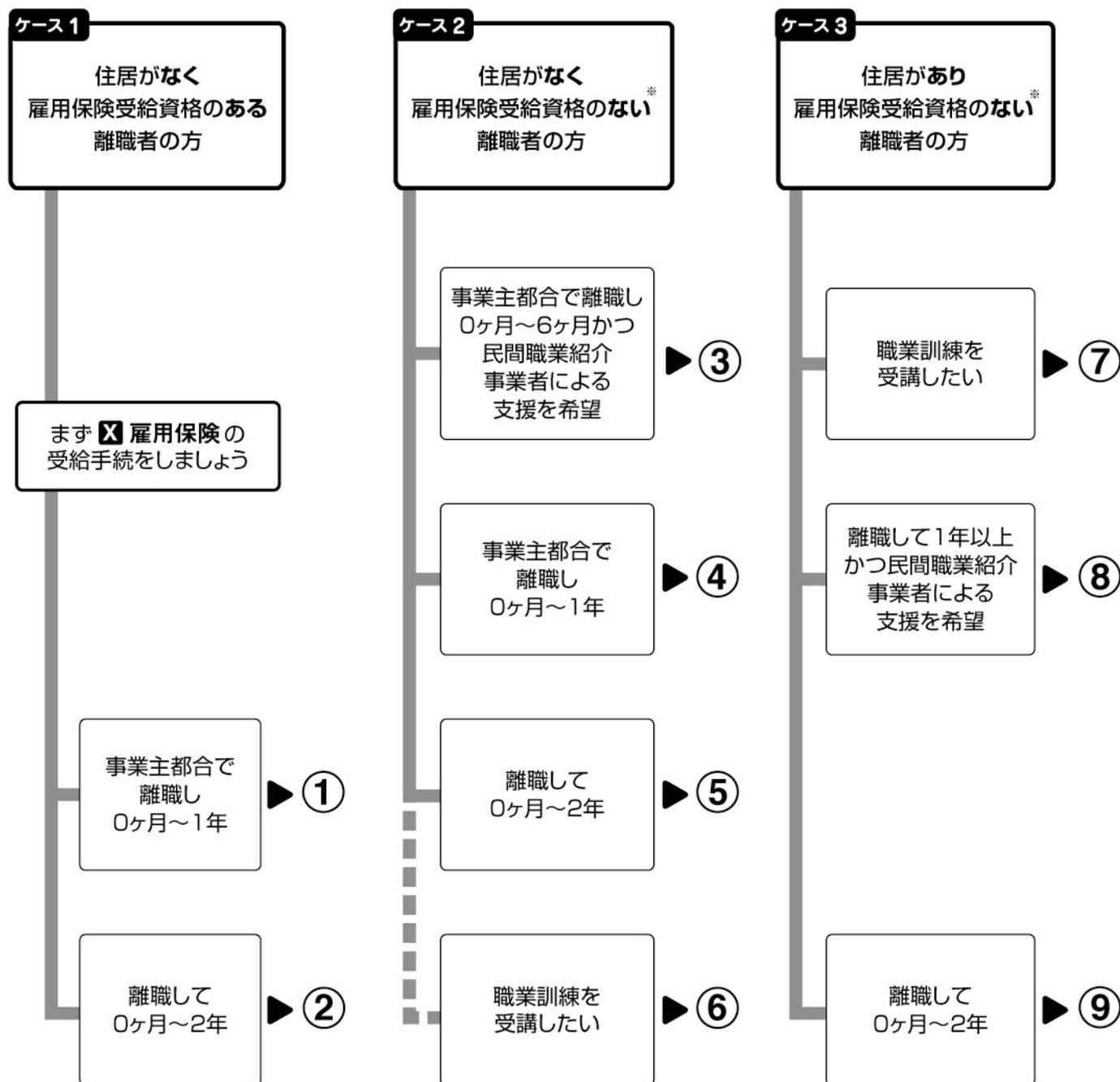
就職
就職
の支援

チャートでわかる支援策

離職によって住居を失ってお困りの方や、雇用保険受給資格がなく（または受給を終了して）就職活動中の生活費にお困りの方に対しては、いくつかの支援策が用意されています。

チャートであなたにあてはまる支援策がわかります。
結果は3ページの「支援策のあらまし」をご覧ください。

該当番号の支援策が「対象者要件に当てはまらない」などの理由で利用できない場合は、該当ケースのうちの他の枠についてもご検討ください。



資産、能力等あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対しては 生活保護 制度があります。

※「雇用保険受給資格のない」には「雇用保険の受給の終了」を含みます。

支援策の あらし

2ページのチャートの答え(①~⑨)からあなたに当てはまる支援策(A~G)がさがせます。
それぞれの支援策には対象者の要件がありますので支援策ごとのページをご参照ください。

チャートの答えが①の方

労働金庫から **A 就職安定資金融資**として住宅入居初期費用(敷金・礼金等/上限:50万円)の貸付を受けられる可能性があります。
(要件に該当すれば一部返済免除も可)

チャートの答えが②の方

自治体から **B 住宅手当**(上限:生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額×6ヶ月)の支給を受けられる可能性があります。

チャートの答えが③の方

F 就職活動困難者支援事業により、民間職業紹介事業者から無料の住居の提供や生活・就職活動費(3ヶ月で30万円)の支給を受けながら、就職支援を受けられる可能性があります。
※実施していない都道府県もあります。

チャートの答えが④の方

労働金庫から **A 就職安定資金融資**として、住宅入居初期費用(敷金・礼金等/上限:50万円)や、家賃補助費(上限:月6万円×6ヶ月)、常用就職活動費(上限:月15万円×6ヶ月)の貸付を受けられる可能性があります。
(要件に該当すれば一部返済免除も可)

チャートの答えが⑤の方

自治体から **B 住宅手当**(上限:生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額×6ヶ月)の支給を受けられる可能性があります。また、社会福祉協議会から **C 総合支援資金貸付**として、住宅入居費(上限:40万円)や生活支援費(上限:月15万円<単身>・月20万円<2人以上世帯>×最長12ヶ月)などの貸付を受けられる可能性があります。
※「住宅手当」は単独でも利用できますが、「総合支援資金貸付」は必ず「住宅手当」と併用する必要があります。

チャートの答えが⑥の方

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講した場合に、訓練期間中、**D 訓練・生活支援給付**(月10万円<単身>・月12万円<被扶養者のいる方>)の支給を受けられる可能性があります。

チャートの答えが①~⑥の方

これらの公的な給付・貸付が開始されるまでの生活が立ちゆかない状況の住居喪失離職者の方は、社会福祉協議会から、当座の生活資金として **E 臨時特例つなぎ資金**(上限:10万円)の貸付を受けることができます。

チャートの答えが⑦の方

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講した場合に、訓練期間中、**D 訓練・生活支援給付**(月10万円<単身>・月12万円<被扶養者のいる方>)の支給を受けられる可能性があります。

チャートの答えが⑧の方

G 長期失業者支援事業により、労働金庫から生活・就職活動費(上限:月額15万円×6回)の貸付を受けながら、民間職業紹介事業者による就職支援を受けられる可能性があります。

※実施していない都道府県もあります。

チャートの答えが⑨の方

住宅を喪失するおそれがある場合に、自治体から **B 住宅手当**(上限:生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額×6ヶ月)の支給を受けられる可能性があります。また、社会福祉協議会から **C 総合支援資金貸付**として生活支援費(上限:月15万円<単身>・月20万円<2人以上世帯>×最長12ヶ月)などの貸付を受けられる可能性があります。

※「住宅手当」と「総合支援資金貸付」はどちらか単独でも両方あわせてでも利用できます。

X 雇用保険



制度の趣旨

「雇用保険」の基本手当(いわゆる失業給付)は、雇用保険の被保険者(雇用保険に加入している労働者)の方が離職した場合において、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、一日も早く再就職することができるようにすることを目的とした制度です。

申請窓口

雇用保険の支給申請窓口は、現在の住所又は居所を管轄するハローワークです。

給付の条件

① 給付の対象者

雇用保険の基本手当(いわゆる失業給付)は、雇用保険の被保険者の方が離職して、次の①及び②のいずれにもあてはまる場合に給付されます。

- ①ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること
- ②離職の日以前2年間に、「被保険者期間」が通算して12ヶ月以上あること
ただし、倒産・解雇等により離職した方(「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」(注:具体的な範囲についてはハローワークへお問い合わせください。))については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上ある場合でも可

② 給付額

基本手当の1日当たりの額(基本手当日額)は、離職日の直前の6ヶ月の賃金日額(賞与等は含みません)の50%~80%(60~64歳については45~80%)です(上限額あり)。

③ 給付期間

基本手当の支給を受けることができる日数(基本手当の所定給付日数)は、年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職理由などによって、90日~360日の間で決定されます。

5ページの「③ 給付期間」の表をご参照ください。

③ 給付期間

被保険者であった期間		1年未満	1年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上～20年未満	20年以上
1 特定受給資格者・特定理由離職者 ^(※) (倒産・解雇・雇止め等) (㊸を除く)	～29歳	90日	90日	120日	180日	—
	30～34歳		90日	180日	210日	240日
	35～44歳		180日	240日	270日	270日
	45～59歳		150日	180日	210日	240日
	60～65歳		—	90日	120日	150日
2 特定受給資格者及び特定理由離職者以外の離職者 (㊸を除く)	全年齢	—	90日	120日	150日	
3 就職困難者	～44歳	150日	300日			
	45歳～		360日			

※特定理由離職者の所定給付日数が特定受給資格者と同様になるのは、受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間にある方に限ります。

〔個別延長給付〕

倒産・解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域等^(注)を踏まえ、特に再就職が困難だと認められる場合に、給付日数が60日分延長されます。

(注)具体的には、①「45歳未満の求職者」、②「雇用情勢が厳しい地域として厚生労働大臣が認める地域の求職者」、③「公共職業安定所長が、特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者」のいずれかに該当する方。

給付の手続きの流れ

離職後、次の書類を持参して、ハローワークで求職申込みをし、受給資格決定を受けます。その後ハローワークからは、受給説明会の日時をお知らせし、「雇用保険受給資格者のしおり」をお渡します。

- ㊱ 「雇用保険被保険者離職票-1」「雇用保険被保険者離職票-2」
- ㊲ 「雇用保険被保険者証」
- ㊳ 本人確認書類(住所及び年齢を確認できる官公署の発行した写真つきのもの。運転免許証、住民基本台帳カード(写真つき)等)
- ㊴ 写真2枚(縦3cm×横2.5cmの正面上半身のもの、かつ、3ヶ月以内に撮影したもの)
- ㊵ 印鑑
- ㊶ 本人名義の普通預金通帳(郵便局も含む)

受給説明会において、ハローワークから雇用保険制度のご説明をし、「雇用保険受給資格者証」「失業認定申告書」をお渡します。また第1回の「失業認定日」をお知らせします。

ハローワークで職業相談・職業紹介を受けるなど、積極的な求職活動を行ってください。

原則として4週間に1度、失業の認定を行います。「失業認定申告書」に求職活動の状況を記入し、「雇用保険受給資格者証」とともにハローワークへ提出してください。

失業の認定を行った日から通常5営業日で、指定した金融機関の預金口座に基本手当が振り込まれます(ただし、休祝日または年末年始を含む場合は、遅れる場合があります)。

詳しくは、ハローワークインターネットサービス(http://www.hellowork.go.jp/html/info_1_h.html)をご覧くださいとともに、ハローワークにお問い合わせください。

新しいセーフティネット

A 就職安定資金融資



貸付



貸付



貸付



貸付

制度の趣旨

「就職安定資金融資」は、解雇や雇用期間満了による雇い止め等に伴い、それまで入居していた社員寮等からの退去を余儀なくされた方などを対象として、住宅の確保と就労機会の確保を支援することを目的とした制度であり、ハローワークによる支援を受けながら、労働金庫から住宅入居初期費用等の資金の貸付を受けることができます。

申請窓口

就職安定資金融資の確認申請窓口は、新しく賃貸住宅を確保しようとする地域を管轄するハローワークです。

貸付の条件

1 貸付の対象者

就職安定資金融資は、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ①事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者の方
 - 「過去1年以内に事業主都合によって離職し、現在も失業状態にあること」と「その離職が主な原因となって社員寮などの住居を喪失し、現在も住居喪失状態にあること」の2つの要素を満たす必要があります。現在住居のある方は対象となりません。
 - ただし、離職により入居権利を失う社員寮等に入居している方で、解雇通告等を受けて、1ヶ月以内に仕事と住居の双方を失うことが決まっている方は対象となります。
- ②常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと
 - 具体的にはハローワークに求職申込みをし、その支援を受けるなどにより常用就職に向けた就職活動を熱心に行う必要があります。
※月1回以上ハローワークで職業相談をする必要があります。
- ③預貯金・資産がないこと
- ④離職前に主として世帯の生計を維持していた方

2 貸付対象費目・貸付額・貸付方法

7ページの「2 貸付対象費目・貸付額・貸付方法」の表をご参照ください。

3 担保・保証人

担保・保証人不要。ただし、所定の信用保証機関を利用することを条件とします（信用保証料は利息にあわせて支払うこととなります）。

4 貸付利率

1.5%（信用保証料0.5%を含む）

5 返済方法

貸付金は、元金据え置き6ヶ月の後、10年以内に（最終弁済時年齢65歳）、毎月月末に元利均等払いで返済するものとします。なお、据え置き期間中は利息のみを返済します（据え置き期間中の繰り上げ返済は原則としてできません）。

⑥ 返済免除

初回の貸付実行日(初回の資金振込日)の6ヶ月後の月の末日までに、6ヶ月以上の雇用が見込まれる就職をして雇用保険一般被保険者資格を取得し、その資格取得日の翌月の15日までにハローワークへ届け出た場合は、貸付額から、次の額を控除することにより、返済免除を行います。

控除対象費目	控除額
「住宅入居初期費用」のうち「敷金」を除く額	貸付額の100%相当額
「生活・就職活動費」	貸付額の50%相当額

⑦ 貸付の制限

貸付は1回限りとなります。また、「住宅手当」「総合支援資金貸付」の利用中・利用終了の方や、国や地方公共団体等が行う失業者の住居確保または生活支援を目的とした融資または給付金(雇用保険を除く)を利用中の方は貸付対象となりません。

② 貸付対象費目・貸付額・貸付方法

	貸付対象費目	貸付額	貸付方法
① 住宅入居初期費用	a 賃料(入居に際して当初の支払いを要する賃料額) b 共益費 c 管理費 d 敷金・礼金等	実費(上限合計40万円) ●入居しようとする賃貸住宅は、毎月の家賃が、単身の場合6万円以下・世帯の場合9万円以下の物件に限る(共益費・管理費込)。	貸主若しくは貸主から委任を受けた事業者の口座へ振込
	e 媒介報酬額(仲介手数料)		不動産媒介業者(不動産仲介業者)の口座へ振込
	f 火災保険料 g その他(入居保証料等)		契約事業者の口座へ振込
	h 転居費・家具什器等	必要額(上限10万円)	本人の口座へ振込
② 家賃補助費	家賃補助費	$\text{実費} \times \frac{\text{上限}}{\text{月額6万円}}$ ●雇用保険受給資格者でない方に限る。 ●共益費・管理費込	全額を一括して貸主若しくは貸主から委任を受けた事業者の口座へ振込
③ 生活・就職活動費	a 常用就職活動費	$\frac{\text{必要額}}{\text{上限}} \times 6\text{ヶ月}$ (月額15万円) ●雇用保険受給資格者でない方に限る。 ●雇用保険一般被保険者資格を取得した翌月分まで。	本人の口座へ毎月振込(1万円単位)
	b 就職身元保証料	実費(上限10万円)	契約事業者の口座へ振込

貸付の手続きの流れ

就職安定資金融資の貸付を希望される方は、まずハローワークの窓口にお越しになり、相談の上で手続きの説明と用紙の交付を受けてください。

① 「離職・住居喪失証明書(様式1)」

「住居喪失状況申立書(様式1の2)」

「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2)」

※喪失した住宅の種類によって必要となる書類が異なります。

様式1については、離職された事業所に証明してもらってください。

様式1の2についてはご自分で事実を記入していただきます。

様式2については、まず不動産業者の店舗で入居予定物件を探して入居申込みをし、貸主または不動産業者の口座への貸付金の振込を条件に入居可能とされた物件について、不動産業者に記入してもらってください。不動産業者からは、その際あわせて入居物件の状況がわかる間取り図などももらってください。



その後、②の書類に、

② 入居物件の状況がわかる間取り図など

③ 顔写真(縦4cm×横3cm・2枚)

④ 本人確認書類(運転免許証等)

⑤ その他要件確認のためハローワークが求める書類

⑥ 印鑑

を添えて、入居予定の住宅の住所を管轄するハローワークの窓口へ提出して確認を受け、その後労働金庫の店舗へ出向いて貸付の申込みをしていただくこととなります。



その後すぐに不動産業者との間で、貸付金の振込を成立条件とする賃貸借契約を結んでいただき、貸付金が不動産業者の口座に振り込まれるとその契約が成立して入居が可能となります。

なんでもメモ

離職・住居喪失証明書

当事業所の従業員であった(である)下記Aの者について、下記Bによって離職したことを証明します。あわせて、この離職に伴って下記Cの住居を退去(喪失)することとなったことを証明します。

		平成 年 月 日
A. 本人の状況	氏名・生年月日	(フリガナ) ----- (S・H 年 月 日生)
	家族状況	1. 単身、2. 世帯(主たる生計維持者)、3. 世帯(2以外)
B. 雇用と離職の状況	雇い入れ時期	平成 年 月 日
	雇用保険適用状況	1. 雇用保険一般被保険者であった(ある) 2. 雇用保険一般被保険者でなかった(ない)
	離職(予定)時期	平成 年 月 日
	離職理由	1. 解雇 ※2 2. 雇止め ※3
C. 退去住居の状況 ※4	退去住居の種類	1. 社宅・社員寮 2. 職場に付帯した住込先
	当該住居の住所	
	退去(予定)時期	平成 年 月 日

事業所

(フリガナ)-----

(名 称)

(代 表 者 名)

(住 所)

(担 当 者 名)

(所属と固定電話番号)

(雇用保険適用事業所番号)

社印

【注意事項】

※1) 数字については該当するものを○で囲んでください。※2) 雇用契約期間の中途解約を含み、懲戒解雇を含みません。

※3) 雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。

※4) 労働者が「社宅・社員寮」「職場に付帯した住込先」のいずれにも居住していなかった場合は、C欄の記入は不要です。

(安定所記入欄)

上記記載内容について確認しました。

平成 年 月 日

公共職業安定所

(名 称)

(担当・電話番号)

印

※

新しいセーフティネット

B 住宅手当



制度の趣旨

「住宅手当」は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、住宅の確保（住宅喪失の予防）及び就労機会の確保を支援することを目的とした制度であり、地方自治体とハローワークによる支援を受けながら、地方自治体から賃貸住宅の家賃のための支給を受けることができるものです。

申請窓口

住宅手当の申請窓口は、現在の住所（住居のない方は新しく賃貸住宅を確保しようとする地域）を管轄する地方自治体です。具体的には、市・特別区、町村（福祉事務所がある町村の場合）、都道府県（福祉事務所がない町村の場合）の住宅手当担当窓口です。

支給の条件

1 支給の対象者

住宅手当は、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ①2年以内に離職した方
- ②離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方
- ③就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークへ求職申込みを行う方

※手当支給期間中は、常用就職に向けた就職活動（ハローワークへの求職申込み）と月1回以上の職業相談、及び自治体での月2回以上の面接支援が必要です。

- ④住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方（喪失するおそれのある方は下記⑤及び⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方）

- ⑤原則として収入のない方。一時的な収入がある場合には、生計を一つとする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること

単身世帯：8.4万円 複数世帯：17.2万円

- ⑥生計を一つとする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること

単身世帯：50万円 複数世帯：100万円

- ⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付、自治体が実施する類似の貸付または給付等を受けていない方

2 支給額・支給期間

住宅手当の支給額は、地域ごとに定められた生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額を上限とします。

（例：月53,700円（東京都23区・単身者））

支給期間は最長6ヶ月間です。

※住宅手当の対象となる方は、原則として総合支援資金貸付を併用できます。

※ただし、雇用保険（失業等給付）、就職安定資金融資、年金等の他の公的給付・貸付を受けることができる方は、総合支援資金貸付の利用はできません。

※また、住居のない方が総合支援資金貸付を利用する場合、必ず住宅手当を併用する必要があります。

支給の手続きの流れ

住宅手当の支給を希望される方は、まず地方自治体の住宅手当担当窓口にお越しになり、相談の上で手続きの説明と用紙の交付を受け、次の書類を整えて支給申請をしてください。

- ㉑ 「住宅手当支給申請書」(縦4cm×横3cmの顔写真を添付。用紙は各自治体の窓口で交付します。)
- ㉒ 本人確認書類
- ㉓ 2年以内に離職した者であることが確認できる書類の写し
離職票等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類
- ㉔ 本人及び生計を一つにしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
給与明細等(給与明細のない場合は給与振込のある金融機関の通帳の写し等)
- ㉕ 本人及び生計を一つにしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- ㉖ 「住宅手当・総合支援資金貸付連絡票」または「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」、及び「求職受付票(ハローワークカード)」の写し(ハローワークが発行します)
- ㉗ 印鑑

左記 ㉖ の書類は、ハローワークにおいて、求職申込みをした上で発行を受けるものですが、自治体窓口へ出向く前に発行を受けることも可能です。



次に、住宅を喪失している方の場合は、不動産業者に赴いて入居希望住宅を探し、持参した「入居予定住宅の状況通知書」に必要な事項を記入してもらい交付を受けます。これを自治体窓口へ提出すると「住宅手当支給対象者証明書」が交付されます。



その後、不動産業者にこの証明書を提示し敷金・礼金等を支払って、住居の賃貸借契約を結び入居していただきます。



自治体窓口へ契約書の写し等必要書類を提出すると、「住宅手当支給決定通知書」が交付され、自治体より入居住宅の貸主等に住宅手当が振り込まれることとなります。

なんでもメモ

Blank lined area for notes.

住宅手当支給申請書

私は、住宅手当の支給を受けたいので、必要書類を添えて、申請します。

(写真貼付)

申立事項について相違ありません。
誓約事項及び同意事項について同意します。

様

平成 年 月 日

フリガナ

氏名 _____ 印
生年月日 _____
電話番号 _____

申立事項

1 2年以内に離職したこと

離職時期	
離職した事業所	

2 離職前に主として世帯の生計を維持していたこと

離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況	
--------------------------	--

3 次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)

(1) 住宅を喪失していること

喪失した住宅の状況	喪失の時期	
	喪失住宅の住所	
現在の状況	住宅喪失後の状況	
	現在の居所	

(2) 住宅を喪失するおそれがあること

現在の住宅の状況	現在の住所	
	住宅の貸主等	
	現在の収入状況等、住宅喪失のおそれがある理由、状況等	

4 本人及び生計を一とする同居の親族の収入及び預貯金が次のとおりであること

申請者及び親族の状況						合計
氏名						
続柄	本人					
性別						
年齢						
収入(月額)	円	円	円	円	円	
預貯金	円	円	円	円	円	

※継続就労者について直近3ヶ月の平均月収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

誓約事項

- 1 申請内容について偽りがあった場合、既に支給された手当の全額又は一部について返済する義務を負うこと
- 2 常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行うこと
具体的には、受給期間中、次の①及び②を行うこと
 - ① 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること
 - ② 毎月2回以上、各地方自治体の住宅・就労確保支援員等による面接等の支援を受けること

同意事項

- 1 申請者の個人情報、住宅手当の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、〇〇区役所(本庁)、〇〇事務所、〇〇公共職業安定所及び〇〇社会福祉協議会の間で相互利用されること
- 2 本手当は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれることにより、申請者に対する支給となること
- 3 本手当の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居の状況について、訪問確認することがあること
- 4 本手当の支給決定後、誓約事項2の就職活動を怠る場合は、本手当の支給が中止されることがあること
- 5 本手当の支給決定後、常用就職したことにより、収入基準額に住宅手当支給額を加えた額を超える月収入が見込まれる場合は、本手当の支給が中止されること

添付書類

- 1 本人確認書類 : 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本等のいずれかの写し
- 2 離職関係書類 : 2年以内に離職した者であることが確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類 : 本人及び生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 4 預貯金関係書類 : 本人及び生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

追加提出書類

- 1 求職申込み関係書類
公共職業安定所から交付を受けた求職受付票
- 2 入居(予定)住宅関係書類
 - (1) 住宅を喪失している者の場合
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式2号)
 - (2) 住宅を喪失するおそれのある者の場合
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式2-2号)

あなたに当てはまるのは

A 就職安定資金融資とB住宅手当のどちら？

A 就職安定資金融資 と **B 住宅手当** はどちらも、住居のない求職者の方が利用できる、住宅と就労の確保のための支援制度ですが、どちらがあなたに当てはまるか、次のチャートでチェックしてみましょう。

1 次のすべてに当てはまりますか？

- ① 離職して2年以内である
- ② 就労能力と常用就職の意欲があり、そのための就職活動をする
- ③ 離職前に主たる生計維持者だった

いいえ

「就職安定資金融資」と「住宅手当」のどちらの要件も満たしません。その他に利用できる支援策がないかどうかハローワークへご相談ください。

はい

2 今回の離職について、国または地方自治体が行う離職者等に対する住宅・生活支援のための貸付・給付制度を利用したことがありますか？

- ① 住宅手当の利用をしたことがある
- ② 就職安定資金融資、就職活動困難者支援事業、住宅手当、訓練・生活支援給付金、長期失業者支援事業、生活保護または地方自治体の類似の貸付・給付制度を利用中

①②どちらかに該当

2の答えが①に該当

今回の離職について住宅手当を複数回利用できません。また住宅手当のあとに就職安定資金融資は利用できません。

2の答えが②に該当

他の支援策と同時に併用することはできません。現在の支援の利用が終了したとして再検討してみましょう。

①②どちらでもない

3 次のすべてに当てはまりますか？

- ① 事業主都合により離職（解雇、雇止め等）
- ② ①の離職から1年以内
- ③ ②の離職に伴って住居を失った
- ④ ③の失った住居は、社宅・社員寮または自分が借りていた賃貸住宅
- ⑤ 預貯金・資産がない、年金受給中でない
- ⑥ 今回の離職について総合支援資金貸付を利用していない
- ⑦ 就職安定資金融資を利用したことがない

※ただし、離職により入居権利を失う社員寮等に入居している方で、解雇通告等を受けて1ヶ月以内に仕事と住居の双方を失うことが決まっている方は、①～④に該当することとします。

はい

「就職安定資金融資」の貸付要件を満たします。

▶6～8ページをご参照ください

労働金庫の貸付不承認等で「就職安定資金融資」を利用できない場合

いいえ

4 次の両方に当てはまりますか？

- ① 収入がない
(一時的な収入のある場合は、生計を一つとする)
(同居の親族の収入の合計が次の額以下)
単身世帯：月8.4万円 複数世帯：月17.2万円
- ② 生計を一つとする同居の親族の預貯金の合計が、次の額以下
単身世帯：50万円 複数世帯：100万円

はい

「住宅手当」の支給要件を満たします。

▶10～11ページをご参照ください

いいえ

「就職安定資金融資」と「住宅手当」のどちらの要件も満たしません。その他に利用できる支援策がないかどうかハローワークへご相談ください。

新しいセーフティネット

C 総合支援資金貸付



貸付



貸付



制度の趣旨

「総合支援資金貸付」は、失業等により日常生活全般に困難を抱えている方を対象として、生活の立て直しや経済的自立等を図ることを目的とした制度であり、社会福祉協議会とハローワーク等による支援を受けながら、社会福祉協議会から、賃貸住宅入居時の敷金・礼金等のための資金や、生活を支援するための資金などの貸付を受けることができるものです。

申請窓口

総合支援資金貸付の申請窓口は、現在の住所（住居のない方は住宅手当を利用して入居する予定の賃貸住宅の住所）を管轄する市町村の社会福祉協議会です。

貸付の条件

1 貸付の対象者

総合支援資金貸付は、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる方であって、次の要件のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①低所得者世帯（市町村民税非課税程度（前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合を含む））であって、収入の減少や失業等により生活に困窮していること
- ②公的な書類等で本人確認が可能であること
- ③現に住居を有していることまたは住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ④実施主体及び関係機関から、継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑤実施主体が貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めること
- ⑥他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

※住宅手当の対象となる方は、原則として総合支援資金貸付を併用できます。

※ただし、雇用保険（失業等給付）、就職安定資金融資、年金等の他の公的給付・貸付を受けることができる方は、総合支援資金貸付の利用はできません。

※また、住居のない方が総合支援資金貸付を利用する場合、必ず住宅手当を併用する必要があります。

2 貸付費目・貸付額等

貸付費目	主な用途	貸付額
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ※最長12ヶ月
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用であって、日常生活費で賄うことが困難であるもの (例) 就職活動費、技能習得費、公共料金の滞納の立替、債務整理手続費用 等	60万円以内

※債務の返済は対象外とします。

※住宅手当が支給される場合には、生活支援費の貸付に当たっては、家賃相当額を含みません。

なんでもメモ

Blank memo area with horizontal dashed lines for writing.

③ 連帯保証人・貸付利子

原則連帯保証人を必要とします（連帯保証人を確保した場合は貸付利子は無利子）。

連帯保証人を確保できない方も、貸付を受けることができます（その場合は貸付利子は年1.5%となります）。

④ 据置期間・償還期間

償還がはじまるまで元金を据え置く期間は最終貸付の日から6ヶ月以内であり、償還期間は据置期間経過後20年以内です。

⑤ 継続的な支援

社会福祉協議会では、ハローワーク等の関係機関と連携し、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）を実施します。

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

貸付の手続きの流れ

総合支援資金の貸付を希望される方は、まず市町村の社会福祉協議会にお越しになり、相談の上で手続きの説明と用紙の交付を受け、次の書類を整えて借入申込みをしてください。

- ㉑ 総合支援資金の借入申込書（用紙は各社会福祉協議会の窓口で交付します）
- ㉒ 健康保険証の写し及び住民票の写し
- ㉓ 世帯の状況が明らかになる書類
- ㉔ 連帯保証人の資力が明らかになる書類
- ㉕ 求職活動等の自立に向けた取り組みについての計画書
- ㉖ 借入申込者が、他の公的給付制度または公的貸付制度を利用している場合または申請している場合は、その状況がわかる資料（ハローワークが発行する「住宅手当・総合支援資金貸付連絡票」または「求職申込み・雇用施策利用状況確認票の写し」など）
- ㉗ 借入申込者の個人情報や、総合支援資金の貸付に必要な範囲において関係機関に提供することについて記載されている同意書
- ㉘ 住宅入居費の借り入れを申し込む場合は、上記に加えて次の書類
 - (a) 入居する住宅の不動産賃貸契約書の写し
 - (b) 不動産業者が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し
 - (c) 自治体の発行する「住宅手当支給対象者証明書」の写し
- ㉙ 借用書
- ㉚ その他、社会福祉協議会が提出を求める書類
- ㉛ 印鑑

※ ㉒・㉓・㉕は、自治体から「住宅手当支給対象者証明書」の交付を受けている方は省略可能です。具体的な書類の種類や提出の時期等については、窓口の社会福祉協議会にお尋ねください。

※ ㉑・㉕・㉖・㉗などの用紙は、社会福祉協議会の窓口で交付しますが、その様式は社会福祉協議会ごとに異なります。

※ ㉙は住宅入居費についてのもの。生活支援費と一時生活再建費の借用書は貸付が決定した際に提出します。



社会福祉協議会の審査の結果、貸付が決定されると、住宅入居費の貸付金は家主・不動産業者等の口座へ、またそれ以外の貸付金は本人の口座へ振り込まれます。

なんでもメモ

㊦住宅手当と㊧総合支援資金貸付を併用して 住宅確保する場合の手続

～住居を無くされた離職者の方へ～

㊦ ハローワークでの事前確認

- 住宅手当の申請においては、①公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込みをしていることと、②関連する他の雇用施策による給付・貸付を受けていないことについて、ハローワークの担当窓口から確認を受ける必要があります。

- まだハローワークに求職申込みをしていない場合は申込みをしてください。
- 住宅手当の申請窓口である自治体へ申請書を提出する前にハローワークに来所した場合は、あらかじめこれらを確認して「住宅手当・総合支援資金貸付連絡票」を発行いたしますので、ハローワーク窓口にお申し出ください。

1 住宅手当の支給申請

- 必要書類を添えて、住宅手当の申請書を自治体の担当窓口へ提出してください。
- 自治体窓口からは、申請書の写しの発行にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。

※住宅手当の支給開始までの生活費が必要な方は、市町村社会福祉協議会に住宅手当の申請書の写しを提示することによって、臨時特例つなぎ資金の借入申込みを行うことができます。

2 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等において、住宅手当の申請書の写しを提示しつつ、住宅手当の支給決定等を条件に入居可能となる住宅を探してください。原則として、探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用については、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を受ける予定であることを不動産業者等に対して伝えてください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・発行をしてもらいます。

3 ハローワークでの確認

- ハローワーク窓口から事前に「住宅手当・総合支援資金貸付連絡票」の発行を受けていなかった場合は、ハローワーク窓口から同様の確認を受けて「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の記載・発行を受けてください。（既に連絡票の発行を受けている場合はこの手続きは不要です）

4 住宅手当の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を自治体窓口へ提出してください。
- さらに、ハローワーク窓口から「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の記載・発行を受けた場合は、「求職受付票（ハローワークカード）の写し」を添付して提出してください。

5 住宅手当の審査

- これで住宅手当の申請に必要な書類が整ったこととなりますので、自治体において支給の審査が行われます。
- 審査の結果、支給資格ありと判断された場合は、自治体窓口から「住宅手当支給対象者証明書」が交付され、同時に「住宅確保報告書」と「常用就職届」の用紙が配布されます。

※支給資格なしと判断された場合は、「住宅手当不支給通知書」が交付されますので、不動産業者等に対して、住宅手当が不支給であったことにより賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

6 総合支援資金貸付の借入申込み

(住宅入居費・生活支援費)

- 敷金・礼金等の資金として充てるための総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みを行うため、市町村社会福祉協議会の担当窓口にて、必要書類を添えて、「総合支援資金借入申込書」を提出してください。
- 社会福祉協議会窓口からは、「総合支援資金借入申込書の写し(受理印を押印)」の発行を受けてください。
- 住宅手当受給中の生活費が必要な方は、あわせて総合支援資金(生活支援費)の借入申込みも行ってください。
- 借入申込書の提出を行うと、社会福祉協議会は貸付の審査を開始しますが、この後手続きを進めていく中で、住宅入居費の場合は「賃貸契約書の写し」を、生活支援費の場合は「住宅手当支給決定通知書の写し」を、それぞれ社会福祉協議会に提出する必要があります。

7 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・発行を受けた不動産業者等に対し、「住宅手当支給対象者証明書の写し」「総合支援資金借入申込書の写し」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。
- この賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。

8 総合支援資金貸付の確認書類の提出

(住宅入居費)

- 契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会窓口にて提出してください。
- 審査を経て総合支援資金(住宅入居費)の貸付が決定されると、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

9 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって、停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

10 住宅手当支給の決定

- 住宅手当については既に「住宅手当支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に手当の支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を自治体窓口にて提出する必要があります。
- これを提出すると自治体窓口から「住宅手当支給決定通知書」が交付され、あわせて、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住宅手当常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 住宅手当は自治体から不動産業者等に振り込まれます。

11 不動産業者等への住宅手当支給決定の報告

- 不動産業者等に対して「住宅手当支給決定通知書の写し」を提出してください。

12 社会福祉協議会への住宅手当支給決定の報告

- 社会福祉協議会窓口に対しても「住宅手当支給決定通知書の写し」を提出してください。

13 総合支援資金の借用書の提出

(生活支援費)

- 総合支援資金(生活支援費)の審査が通ると、貸付決定が通知されます。
- これを受けて総合支援資金(生活支援費)の借用書を提出しますと、総合支援資金(生活支援費)の振り込みが行われます。

※なお、「総合支援資金貸付」には「一時生活再建費」という貸付費目もあります。上記 6 の段階以降で社会福祉協議会にご相談ください。

新しいセーフティネット

D 訓練・生活支援給付



給付(+貸付)

制度の趣旨

「訓練・生活支援給付」は、雇用保険を受給できない方（受給を終了した方を含む）が、ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活保障として支給される制度です。

申請窓口

訓練・生活支援給付の申請窓口は、現在の住所または居所を管轄するハローワークです。

支給の条件

1 支給の対象者

訓練・生活支援給付は、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ①ハローワーク所長のあっせんを受けて、「基金訓練」または「公共職業訓練」を受講する方(※) ……………
- ②雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方（原則として申請時点の前年の状況）
- ④申請時点で年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下の方
- ⑤世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない方

※「基金訓練」とは、雇用保険を受給できない方が無料で受講できる「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練で、専修・各種学校等が訓練実施計画の認定を受けて実施するものです。

1. 職種に関わりなく再就職に必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作など）を習得するための3ヶ月の訓練
2. 医療、介護・福祉、情報技術、その他地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力までを習得するための6ヶ月～1年の訓練

2 支給額・支給期間

職業訓練を受講している間、被扶養者のいる方は月額12万円、それ以外の方は月額10万円が支給されます。ただし、訓練への出席率が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

なお、訓練・生活支援給付金に加えて、希望する方は、さらに、労働金庫から「訓練・生活支援資金融資」（被扶養者のいる方：上限月額8万円、それ以外の方：上限月額5万円）の貸付を受けることもできます。

支給の手続きの流れ

訓練・生活支援給付を受けるためには、まずハローワークに求職申込みを行い、キャリアコンサルティングを受けた上で、適切な訓練コースを選びます。



次に訓練実施機関にその訓練コースの受講申込みをします。受講希望者が多い場合などにおいて一定の選考(面接・筆記問題等)が行われる場合もあります。訓練実施機関から受講決定がされると、ハローワークから正式な受講のあっせんの書類④の発行を受けることになります。



ハローワークにおいて、次の確認書類を添えて、訓練・生活支援給付の受給資格認定申請を行います。

- ④ 「訓練・生活支援給付受給資格認定申請書」
- ⑤ 「訓練・生活支援資金融資貸付要件確認書」
(訓練・生活支援資金融資をあわせて希望する場合)

- ③ 本人確認書類(運転免許証等)
- ④ ハローワークから発行された「受講勧奨通知書」または「受講推薦通知書」
- ⑤ 世帯の主たる生計者であることを確認する書類
- ⑥ 年収を確認する書類
- ⑦ 世帯の金融資産を確認する書類
- ⑧ 被扶養者の有無を証明する書類(被扶養者がいる場合)
- ⑨ 給付金の振込先の通帳(氏名、口座番号が記載されたページ)のコピー
- ⑩ 本人顔写真(縦4cm×横3cm)
- ⑪ 印鑑

※④・⑤は、ハローワークから、受講申込みをした際に交付されるものです。



これによって受給資格が認定されたならば、訓練開始後、毎月、訓練の実施機関を通じて支給申請を行うことによって、給付金が支給されます。

※訓練期間中～終了後においてハローワークでの職業相談が必要です。

なんでもメモ

訓練・生活支援給付受給資格認定申請書

帳票種別

0 0 1

①氏名

[Grid for name]

②フリガナ(カタカナ)

[Grid for katakana name]

③生年月日(元号一年月日)

[Grid for birth date]

(2. 大正、3. 昭和、4. 平成)

④性別

[Grid for gender]

(1. 男、2. 女)

⑤世帯区分

[Grid for household type]

(1. 単身、2. 扶養家族有り)

⑥郵便番号

[Grid for postal code]

⑦住所(漢字)

[Grid for address in kanji]

⑧住所(カタカナ)

[Grid for address in katakana]

⑨訓練実施機関名

[Text box for training institution name]

⑩訓練科名

[Text box for training course name]

⑪訓練開始日

[Grid for training start date]

⑫訓練終了日

[Grid for training end date]

給付金振込先

⑬振込先金融機関名

[Grid for bank name]

銀行 信用金庫
信用組合 協同組合
労働金庫

[Grid for branch]

本店
支店
営業所

⑭普通・当座

[Grid for account type]

1. 普通
2. 当座

⑮口座番号(左づめ)

[Grid for account number]

給付金振込先

⑯金融機関コード

[Grid for financial institution code]

店舗コード

[Grid for branch code]

- 振込先口座は本人名義のものに限ります。
- 振込ミスをなくすために預金通帳の写しを必ず添付して下さい。
- ゆうちょ銀行の場合は、特に振込用の支店・口座番号をご確認ください。
- インターネットバンクはご利用できません。
- 裏面にも記載欄があります。

上記のとおり訓練・生活支援給付を受けたいので受給資格の認定を申請します。
 また、私の個人情報、訓練・生活支援給付を行うために必要となる範囲で、公共職業安定所、都道府県労働局、中央職業能力開発協会との間で相互利用されることについて了承します。

平成 年 月 日

電話番号 _____

申請者

中央職業能力開発協会会長殿

氏 名 _____ 印 _____

※ ハ ロ ー ワ ー ク 記 入 欄	受付安定所番号	訓練機関管轄安定所番号	訓練種別	態様		
	[Grid]	[Grid]	<input type="checkbox"/> 1. 基金訓練 <input type="checkbox"/> 2. 公共訓練	<input type="checkbox"/> 1. 雇用保険受給者 <input type="checkbox"/> 2. 1以外の者		
	支給起算日	訓練種別が基金訓練の場合にあっては訓練番号				
	[Grid]	年度	県	訓練コース	訓練分野	通番
	[Grid]	[Grid]	[Grid]	[Grid]	[Grid]	[Grid]
これから訓練を受講する予定の者には訓練開始日 既に訓練を開始している者であって、 ①雇用保険の受給資格がない者は申請日の翌日 ②現在、雇用保険受給中である者には支給終了日の翌日						

備考	[Large empty box for notes]
----	-----------------------------

処 理 欄	決定年月日 _____
	支給決定額 _____ 円
	受給資格者番号 _____
	不支給理由 _____
通知年月日 _____	

部長	課長	係長	係	入力者	確認者
----	----	----	---	-----	-----

注意

- 1 この申請書は、公共職業安定所長の受講勸奨、受講推薦を受け、職業訓練を行う際の訓練・生活支援給付金に関する受給資格の認定のためのものです。
下記の確認書類を添付して、申請者本人が、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出して下さい。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、受給資格認定を行うことができませんので、内容をよく確認して記載して下さい。
 - イ 本人確認書類として、次の書類を持参して下さい。
運転免許証、各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載のあるもの）、旅券その他官公庁発行書類等で、氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの
 - ロ 公共職業安定所長の受講勸奨通知書又は受講推薦通知書
 - ハ 世帯の構成者全員（義務教育年齢以下の者を除く）の申請時の前年の1年間における所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の控え、市区町村が発行する所得証明書等）（無収入の者については、市町村が発行する前年分の所得証明等（高校生は在校証明書））
 - ニ 世帯の構成者全員（義務教育年齢以下の者を除く。）の前月分の収入を証明するもの（給与明細書又は年金、報酬等が定期的に入金されていることが確認できる預金通帳等）
 - ホ 世帯の構成者が保有する、申請時の残高が100万円以上のすべての預貯金の通帳の写し又は残高証明書
 - ヘ 被扶養者がある場合は、前年の源泉徴収票又は各種健康保険証
 - ト 訓練・生活支援給付金の振込先となる通帳のコピー
 - チ 顔写真（3cm×4cm）
- 3 申請は正しく行って下さい。偽りの記載をして提出した場合には、訓練・生活支援給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と以後の給付を受けることができなくなります。また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- 4 申請書の記載について
 - (1) □□□□で表示された枠（以後「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読み取り装置（OCR）で直接読み取りを行いますので、大きめのアラビア数字の標準字体、カタカナ又は漢字を枠からはみ出さないように明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないで下さい。
 - (2) ①欄の氏名欄及び②欄のフリガナ欄は、姓と名の間に必ず1字分の空欄をあけてください。また、⑦欄も申請者の住所を読みやすいように適宜区分して記入して下さい。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い（例：ガーカ、パーハ）、また、「キ」、「エ」、「ヲ」は使用せず、それぞれ「イ」、「エ」及び「オ」を使用してください。
 - (3) ③欄には、元号をコード番号で記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（平成3年2月1日→4-030201）。
 - (4) 申請者の電話番号欄は、平日昼間の連絡の取れる電話番号を記入して下さい。
 - (5) 給付金振込先の口座番号欄には、申請者本人名義の預金口座の通帳の口座番号を記載してください。

表面の※印の付いた欄には記載しないで下さい。

家族状況記入欄

氏名	続柄	年齢	職業	住居	年間収入見込額	特別控除額	特別控除理由
				同居・別居			
				同居・別居			
				同居・別居			
				同居・別居			
				同居・別居			
				同居・別居			
				同居・別居			
					A年間収入見込額計	B特別控除額計	総収入見込額(A-B)
				担当者記入欄	申請時点の直近1か月の収入金額に12を乗じて算出した額	万円未満切り上げ	万円未満切り上げ、マイナスの場合、万円未満切り捨て

No. _____

受講申込書

(緊急人材育成支援事業による訓練)

訓練実施機関の長 _____ 殿



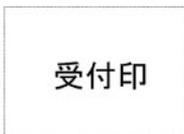
次のとおり受講したいので、申し込みます。

本人氏名	(フリガナ) _____	性別	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 満 () 歳		
現在の住所、電話番号	〒 _____ 電 話 ()		
希望する訓練コース	訓練実施機関名		
	訓練コース名		
	訓練科名		
	訓練番号		
	訓練期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
職 歴 (新しいものから順に)	在職期間	業種名	主な仕事の内容
	年 月 ~ 年 月		
	年 月 ~ 年 月		
	年 月 ~ 年 月		
免許資格			

平成 年 月 日

(受付公共職業安定所名) _____

(担当・電話番号) _____



新しいセーフティネット

目 臨時特例つなぎ資金貸付



制度の趣旨

離職などに伴って住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対しては、その状況に応じて失業等給付、就職安定資金融資、住宅手当、総合生活資金貸付、生活保護等の公的な給付や貸付による支援を行うこととしています。

「臨時特例つなぎ資金貸付」は、こうした公的な給付・貸付制度等の申請から資金の振込までの間の生活に困窮している住居のない方が、社会福祉協議会から、その間の当座の生活費の貸付を受けることができる制度です。

申請窓口

臨時特例つなぎ資金貸付の申請窓口は、新しく賃貸住宅を確保しようとする地域を管轄する市町村の社会福祉協議会です。

貸付の条件

① 貸付の対象者

臨時特例つなぎ資金貸付は、住居のない離職者であって次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ①雇用保険、失業等給付、訓練・生活支援給付、住宅手当、生活保護等の公的給付または就職安定資金融資、総合支援資金貸付等の公的貸付の申請を受理されている方であり、かつ当該給付・貸付等の開始までの生活に困窮している方
- ②金融機関の口座をお持ちの方

② 貸付条件

貸付限度額は10万円以内。

連帯保証人は不要。貸付利子は無利子

③ 償還

申請中の公的給付・貸付を受けられることが決定し、資金の振込等が行われた時点で即時一括または分割で償還を行います。

貸付の手続きの流れ

臨時特例つなぎ資金貸付を希望される方は、次の書類を整えて市町村の社会福祉協議会に借入申込みをしてください。

- a 借入申込書
- b 公的給付・貸付の申請が受理されていることを証明する書類
- c 借入申込者の名義の金融機関の預金通帳
- d 借用書
- e 印鑑

手続きを迅速に行うため、まず公的給付・貸付の申請窓口において臨時特例つなぎ資金を利用したい旨をお申し出いただき、先に b の書類の交付を受けてください。

新しいセーフティネット

就職活動困難者支援事業



制度の趣旨

「就職活動困難者支援事業」は、事業主都合の離職に伴って住居を喪失し就職活動が困難となっている方を対象として、民間職業紹介事業者により、住居の提供、生活費等の支給、再就職支援を受けることができる制度です。

申込窓口

就職活動困難者支援事業の申込窓口は、新しく賃貸住宅を確保しようとする地域を管轄するハローワークです。（※実施していない都道府県もあります。）

支援の条件

1 支援の対象者

就職活動困難者事業は、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 事業主都合（解雇・雇用期間満了による雇止め）による離職をしている方
- ② 雇用保険の受給資格がない方
- ③ ①の離職が理由で住居喪失状態となっており、就職活動に支障が生じていると認められる方（引き続き事業主が住居を無償で提供している場合には、提供が終わり当該住居から退去せざるを得なくなった方も含む。）
- ④ ①の離職後6ヶ月未満である方
- ⑤ 常用就職の意欲があり、求職活動に取り組んでいる方
- ⑥ 民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

2 支援の内容

就職活動のひとつとして、民間職業紹介事業者による次のサービスを無料で受けることができます（支援期間は3ヶ月間）。

- ① 再就職の可能性を高めるためのカウンセリング、講習等
- ② 求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ③ 住居の提供、生活・就職活動費（3ヶ月で30万円）の支給などの住居・生活支援
- ④ 就職後の職場定着のためのサポート

支援の手続きの流れ

就職活動困難者支援事業による支援を希望される方は、最寄りのハローワークへ電話にて当該事業の実施の有無について確認の上、窓口にお越しいただき、手続きの説明と申込みに必要な確認書類の用紙の交付を受けてください。

㉑ 「離職・住居喪失証明書（様式2）」

「住居喪失状況申立書（様式2の2）」

様式2については、離職された事務所に証明してもらってください。**様式2の2**については、ご自分で記入していただけます。



その後、これらの書類に

㉒ 本人確認書類（運転免許証等）

㉓ その他要件確認のためハローワークが求める書類を添えて、ハローワークの窓口にて提出をして確認を受け、

㉔ 「就職活動困難者支援事業利用申込書（様式3）」を提出していただくこととなります。

㉕ 印鑑



その後、おおむね1週間程度で、住居への入居や再就職支援を受けることが可能となります。

新しいセーフティネット

G 長期失業者支援事業



制度の趣旨

「長期失業者支援事業」は、長期にわたって失業状態にある方を対象として、民間職業紹介事業者により、再就職支援を受けることができる制度です。事業により再就職支援を受ける方のうち、生活・就職活動費の支援が必要な方に対しては、労働金庫から「生活・就職活動費」の貸付を受けることもできます。

申込窓口

長期失業者支援事業の申込窓口は、現在の住所（住居のない方は新しく賃貸住宅を確保しようとする地域）を管轄するハローワークです。（※実施していない都道府県もあります。）

支援の条件

1 支援の対象者

長期失業者支援事業は、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。（貸付を希望しない方の場合、④⑤は問いません。）

- ①ハローワークで求職活動に積極的に取り組んできたものの、離職後1年以上経過した方
- ②60歳未満の方
- ③雇用保険受給者であった方については、雇用保険受給終了後2ヶ月以上経過している方
- ④他に世帯の生計を維持する者がいない方
- ⑤預貯金等の当面の生活費・就職活動費がない方
- ⑥民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

2 支援の内容

民間職業紹介事業者による、カウンセリング・講習等、求人情報の提供、職業紹介等、就職後の職場定着のためのサポートを受けることができます（支援期間は6ヶ月間）。

3 貸付の条件

労働金庫から貸付けられる「生活・就職活動費」の貸付や返済・返済免除の条件は、「就職安定資金融資」の「生活・就職活動費（常用就職活動費）」に準じます（貸付上限額：月15万円×6ヶ月 ※返済免除あり）。

支援の手続きの流れ

長期失業者支援事業による支援を希望される方は、最寄りのハローワークへ電話にて当該事業の実施の有無について確認の上、窓口にお越しいただき、手続きの説明と申込みに必要な確認書類の用紙の交付を受けてください。

㊦ 「長期失業者支援事業利用申込書（様式2）」
様式2については、ハローワークにおいて対象要件を確認した上で、ご自身で記入していただきます。



㊦ 後日「長期失業者支援事業利用通知書」が通知されます。その後、生活費等が不足している場合、ハローワークにおいて、貸付申請に必要な書類の交付を受けてください。

㊦ 「収入等申告書（様式3の3の1）」
様式3の3の1については、ご自分で事実を記入していただきます。



その後、これらの書類に、

- ㊦ 顔写真（縦4×横3cm・2枚）
- ㊦ 本人確認書類（運転免許証等）
- ㊦ その他要件確認のためハローワークが求める書類
- ㊦ 印鑑

を添えて、ハローワークの窓口へ提出して確認を受け、その後、労働金庫の店舗へ出向いて貸付の申込みをしていただくこととなります。

Y 生活保護



制度の趣旨

「生活保護」は、生活に現に困窮している方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的とした制度です。

申請窓口

生活保護の申請窓口は、現在の住所または居所を管轄する自治体の福祉事務所です。

保護の内容

1 対象者

生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方を対象とします。

※各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が生活保護の適用の要件となります。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先されます。

2 保護の要否の判定と支給される保護費の額

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して収入が最低生活費に満たない場合に保護が適用されます。最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

3 保護の種類と内容

保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助があります。

■平成21年度生活扶助基準額の例

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯 (33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
母子世帯 (30歳、4歳、2歳)	157,800円	125,670円

※上記額に加えて、家賃、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付されます。

生活保護の手続きの流れ

生活保護の相談から申請、支給に至る主な手続きの流れは下記のとおりです。

事前の相談

- 生活保護制度の説明
- 生活福祉資金、障害者施策等各種の社会保障施策活用可否の検討



保護の申請

- 預貯金、保険、不動産の資産調査
- 扶養義務者による扶養の可否の調査
- 年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- 就労の可能性の調査



保護費の支給

- 最低生活費から収入を引いた額を支給
- 世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- 収入、資産等の届出の受理、課税台帳との定期的な照合などを実施
- 就労の可能性のある方への就労指導

(参考) 職業訓練の概要

① 雇用保険を受給中の方のための職業訓練

雇用保険受給者の方は、ハローワークからの受講指示を受けて、再就職に必要な技能及び知識を習得するための「公共職業訓練(離職者訓練)」を無料で受講することができます。

※なお、雇用保険を受給できない方を対象とした「基金訓練」についても、公共職業訓練に適切な訓練がない場合などは、ハローワークの受講勧奨を受けて受講できることがあります。

② 雇用保険を受給できない方のための職業訓練

雇用保険を受給できない求職者の方(フリーターやパートタイマーなどで雇用保険に加入していなかった方、学生だったが就職できなかった方、受給を終了した方などを含む)は、ハローワークからの受講勧奨を受けて、パソコン等の技能の習得のための訓練(3ヶ月)や、医療、介護・福祉、情報処理、その他地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力までを習得するための訓練(3ヶ月～1年)などの「基金訓練」を、無料で受講することができます。

- ※1 「公共職業訓練」は雇用保険受給者が優先ですが、空きがあれば雇用保険の受給資格のない方も、ハローワークの受講推薦を受けて受講できます。
- ※2 「基金訓練」及び「公共職業訓練」について、職業訓練の種類により、複数の訓練を連続して受講ができる場合がありますが、それ以外の場合には、最初の訓練終了後1年以上の間隔をおく必要があります。

非正規労働者・ニート・入所選考からはずれた方などのための訓練

就業経験が乏しく、または職業能力開発機会に恵まれなかった方で、直ちに実践的な職業訓練等を受講することが困難な方のために、コミュニケーション能力等の向上、基礎的なパソコン能力の向上、簡単なものづくりの基礎などを学べる平易かつ基礎的な訓練コース(橋渡し訓練・基金訓練による基礎演習コース)も用意されています。

③ 職業訓練を受けるための手続き

求職者の方が「公共職業訓練」「基金訓練」を受けるための手続きは以下のとおりです。

まず、ハローワークに求職申込みを行い、職業相談を行います。

職業相談の結果、再就職のために職業訓練の受講が必要と認められる場合は、適性・能力を踏まえて、訓練コースを選びます。(ハローワークにおいて、受講可能な訓練情報を一覧にして、情報提供しています。)

「公共職業訓練」についてはハローワークを通じて実施機関に、「基金訓練」については、民間の訓練実施機関にその訓練コースの受講申込みをします。受講に当たっては、一定の選考(面接・筆記問題等)が行われる場合もあります。

職業訓練実施機関の選考により、受講生として選定されると、ハローワークから受講指示書、受講推薦書または受講勧奨通知書が発行されます。

職業訓練を開始します。

